

社会福祉法人恒和永千会
役員、評議員、委員等の報酬等に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人恒和永千会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「委員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義を次のとおり定める。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする役員で、以下の方法等により、常に業務執行を行っている、理事長及び業務執行理事をいう
 - 一、常時、法人拠点に在勤していること
 - 二、常時、役職員との面談・会議が可能であること
 - 三、電話、電子メール等を活用して常に業務掌握、決裁、指示、交渉等が行える状態にあること
 - 四、当法人を代表しての渉外活動等を行うこと
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう
- (4) 報酬とは、月額及び日額報酬をいう
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、勤務形態に応じて職務遂行の対価として、次の報酬を支給する。

- (1) 常勤役員については、月額報酬を支給する
- (2) 非常勤役員、評議員については、業務に応じた日額報酬を支給する
- (3) 委員等については、業務に応じた日額報酬を支給する

(報酬等の算定方法)

第4条 法人の常勤役員に対する報酬は、別表1に定める範囲で、理事会で決定した額を支給するものとする。

- 2 非常勤役員、評議員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 3 委員等に対する報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員、評議員、委員等が、法人の業務のため出張する場合は、別表4に定める報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を支給する。

- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び委員に対しては、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給方法は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員に対する報酬の支給時期については月末支給とする
- (2) 非常勤役員、評議員に対する報酬は、会議への出席等、法人運営のための業務に当たった都度、支給する

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から改正施行する。

この規程は、令和5年6月10日から改正施行する。

この規程は、令和6年7月1日から改正施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額(上限月額)
理事長 法人を代表し業務を執行する	月 額 400,000円

別表 2 (非常勤役員等、評議員の報酬)

役職名	報酬の額(日額又は1回)
理事長 法人を代表し業務を執行する	1回 20,000円
理事 理事会等への出席 上記の他、法人業務のため出勤	1回 15,000円
監事 理事会等への出席 上記の他、法人業務のため出勤	1回 15,000円
評議員 評議員会への出席 上記の他、法人業務のため出勤	1回 15,000円

別表 3 (評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬)

評議員選任・解任委員 評議員選任・解任に係る業務	1回 15,000円
第三者委員 必要な会議への出席 苦情や相談についての助言	1回 15,000円

別表 4 (役員、評議員の出張に関する報酬及び旅費等)

出張業務報酬	日 額 15,000円
旅 費	実費 宿泊上限(1泊につき) 10,000円
その他業務遂行のための経費	実 費